

医療法人 緑風会 行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 内 容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策・実施時期

- 令和3年4月～諸法令に基づく産休・育休の制度を全体的に周知。また、対象者の名簿を作成し、個別に説明をしていく。

目標2：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

対策・実施時期

- 令和3年4月～各部署へのヒアリング及び就業規則変更
- 令和3年7月～子どもの出産に立ち会うために特別休暇が取得できるように就業規則等を整備し周知する。